災害等情報 (詳報)

鉱 種: けい石	鉱山の所在地: 栃木県					
災害等の種類: (坑外) 取扱 中の器材鉱物等のため	発生日時: 平成26年1月11日(土) 11時30分頃	罹	死	重	軽	計
		災者数			1	1

罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数: 64歳、選鉱課プレス担当、直轄、勤続年数30年8ヶ月、担当職経験年数5年

罹災程度: 左母趾圧挫創、左母趾末節骨骨折

【概要】

罹災者は資材置場の床面から 1 mの高さに置かれていたパイプ(長さ 2 m、約 4 0 k g)を移動するため、天井クレーンで吊り上げようとスリングロープを探したが見当たらず、代わりにワイヤーロープをパイプ中央付近に掛け吊り上げた。パイプを約 2 0 c m 吊り上げて(床面から 1.2 m)移動したときにパイプのバランスが崩れ、左足の親指にパイプが落ち罹災した。

なお、罹災者は長靴で作業をしていた。

【原因】

- ○スリングロープを探したが見当たらなかったため、ワイヤーロープを使用した。
- ○玉掛け位置が悪く、ワイヤーの締め付けも十分ではなかった。
- ○作業手順書に安全靴を履くよう規定されていたが遵守しなかった。

【対策】

- ○工具類の整理整頓を実施し、スリングロープ、ワイヤーロープ等の専用置場を新設。
- ○クレーンの作業手順を見直し、保安教育を実施。
- ○全作業員に対し、新たに保安靴を支給。

【参考情報等】

- ○クレーンについては、安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知する必要があります。玉掛け作業を行うときは、つり荷の種類、質量、形状及び数量に応じて使用する玉掛用具の種類、個数及び玉掛けの方法を適切なものとしましょう。これらの作業を行う者には、十分な保安教育を行いましょう。
- ○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。
- <鉱山保安法令>
- ・機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)
- ・使用方法を定めることを要す主な機械、器具等として「クレーン」(鉱業権者が講ずべき措置 事例第10章2(1)(4))
- ・作業方法又は作業手順を定めることを要す主な作業として「クレーンによる作業」(鉱業権者

が講ずべき措置事例第10章3(32))

<労働安全衛生法令>

- ・クレーンの運転業務に関する特別の教育(クレーン等安全規則第21条)
- ・クレーンの運転業務に関する就業制限(クレーン等安全規則第22条)
- ・玉掛けの業務に関する就業制限(クレーン等安全規則第221条)
- ・玉掛けの業務に関する特別の教育(クレーン等安全規則第222条)

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 宮瀬、内田 電話番号 048-600-0437

資材置き場



罹災時の状況を再現